

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成28年3月11日（金曜日）

経済建設委員会

日時 平成28年3月11日（金曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、建設部

第35号議案	「質疑・討論・採決」
第36号議案	「質疑・討論・採決」
第37号議案	「質疑・討論・採決」
第38号議案	「質疑・討論・採決」
第39号議案	「質疑・討論・採決」
第40号議案	「質疑・討論・採決」
第92号議案	「質疑・討論・採決」
第94号議案	「質疑・討論・採決」
第95号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

- | | |
|---------------------------------|------------|
| (1) 愛知県環境部による住民説明の実施について（陳情書扱い） | 「質疑・討論・採決」 |
| (2) 悪臭規制の改正に関する陳情書 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

委員長 山口洋一 副委員長 柴田賢治郎
委員 下江洋行（議長） 白井倫啓 滝川健司 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

産業・立地部、建設部の係長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○山口洋一委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第35号議案から第40号議案まで、第92号議案、第94号議案及び第95号議案の9議案、並びに議長から送付されました陳情について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第35号議案 新城市職員定数条例及び新城市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 新旧対照表をいただいております。もとのですね、この9の20の第2項、要するに農業委員会等に関する法律の第20条の2項を26条の1項に改め、20の2項っていうのがどういう内容でしたか確認させてください。

それと、ついでに29条の第1項が、35条の第1項になります、29条の第1項というのはどういう規定でしたか。農業委員会等に関する法律の20条第2項を26条の第2項に改めらるってなっていますので、20条の2項というのはどういう定め。

○山口洋一委員長 河口農地係長。

○河口昌和農地係長 それでは、まず最初の質疑の20条第2項につきましては、20条第2項、職員の定数は条例で定めとなっております。

続いて、29条につきましては、農業委員会はその所掌事務を行うため、必要があるときは農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対し、その出頭を求め、もしくは必要な報告を徴し、または委員もしくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができると定義されております。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第35号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第36号議案 新城市鳥獣害対策実施隊に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第36号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第37号議案 新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例の制定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 本会議でいろいろ議論がされましたので、内容ではなくてですね、これが条例として可決された時点で、多くの企業の皆さんにもこの内容を知っていただくということは当然努力されると思うんですが、せっかく今のこのなかなか経済が上向かない状況ですので、この条例の中身をどのように周知徹底されようとしているのか。検討されているのであればお伺いしたいと思います。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 条例が可決されましたら、ホームページ、市の広報しんしろ等を通じて周知したい。

それから、あと企業のほうの集まる会議等がありましたら、そういうところでも周知を図りたいと思っております。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 中小企業者という定義を確認するんですけども、中小企業者で本会議質疑ですと対象事業者が50とちょっとというような答弁があったと思うんですけども、そうすると市内の特定、一部の業者しか優遇されないという、市内全体の企業、もっと弱小企業にとってみれば不公平感、公平性に関してちょっと疑義が生じるんですけども、その辺はどういうふうに考えておるのか、それをお伺いしたい。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 中小企業者の定義で言いますと、資本金が3億円以下で従業員数300人以下ということで、広い範囲の方が該当になりまして、まずこの条例においては、市内に長く立地していて、ある程度25人以上というふうに決めておりますが、従業員を雇っていただいております、そのような

ある程度の規模の企業の方、企業団とか、その他にも中核的に市内で操業して活躍していただいている企業があります。そのような企業の方たちに新たに工場等を増設していただくとか、建てかえしていただくとかという大きな投資をしていただくと考えておきまして、奨励規模ということで対しましても、ある程度の規模に対する奨励の効果があるものと考えておきまして、まず投資規模が1億円以上のものに対する奨励措置が大きくなるようなものということで考えております。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと質問の答えになってないんですけど、確かにこの規模とか、いろいろかかっているのはわかるんですけど、それじゃあそれに対象外の市内の業者もかなりあるわけですよね。その人たちは優遇を受けられないという不公平感をどうやって説明するんですか。確かにそれは投資効果を考えれば、ある程度の規模、従業員数とか、そういう線を引きやすいでしょうけど、それじゃあそれ以下の企業でそれ以下の投資をしたところは、何でおれらは優遇ないんだと言われたときに、どうやってあなたはそれを納得させる説明をされるんですか。あなたのところは投資金額が少ないから、従業員雇っている人数が少ないから対象になりませんだけで、あっ、そうですかって済ませちゃうのはちょっといかがなものか。これとは、この条例以外にほかにそういったもっと小さな企業に対しての優遇措置があればね、別にそういったメニューがあれば、そちらでこういうメニューを揃えておりますっていうような形でのフォローができればいいけれど、それがない限り、特定の事業者、特定の規模の人だけ優遇するっていうやり方が果たして税を使う、これは結局免除するということは税を使うことと一緒になんですけど、それに対しての公平性が確保できるかという議論について、庁内議論はあったのか、その辺をどうやって説明するのか

を確認したい。言っとる意味がわかりますか。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 市内の今、製造業、物流業等を対象としての奨励措置の条例等がありまして、それらでの、製造業、物流業に関してはですね、今度の条例等に出す規模、新城企業立地奨励条例等におきましては、要件が、固定資産税額の課税標準額が1億円以上、大企業、中小企業は3,000万円以上のものに対する要件とか、新城市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に係る条例では、投資額2億円を超えるものに対する措置、作手、鳳来地区を対象とした過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例は、2,700万円を超える特別償却設備の措置、新城市企業再投資促進補助金交付要綱においては、中小企業については市内に20年以上立地し、かつ25人以上の常用雇用者を有して、投資額は1億円以上というような基準がまずありまして、それらとの整合も考えまして、このぐらいの規模、この規模を決めております。

それから、小さなところまで支援をとということになりますと、製造、物流業以外の業種のほうとの関連もありますけども、小さいほうでは、投資額がそこまであるかということもありますが、小規模の企業に関しては、融資等で、低利融資等の措置で考えていきたいというふうに思っております。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 固定資産税を免除するっていうことは、その分なくしちゃうわけでしょ。それと低利融資とかはちょっと違うと思うんですよね。だから零細企業に対して、そういった要するにこれに相当するような奨励金額等は固定資産税にかえるってというような部分にあるんですけど、それにかわるものがそういう人たちにないことに対する税負担の公平感をどうやって担保するのかということを確認しているわけで、こっちはこういうメドがある、こっちは低利融資があるとか、そうい

う次元の質問をしたつもりではなかったんですが。

○山口洋一委員長 古田産業・立地部長。

○古田孝志産業・立地部長 1つ確認をさせていただきたいんですけども、固定資産税を免除するのではなくて、固定資産税相当額の奨励金を次年度お支払いするということなので、免除ではないんで、まずそれを1つ。

それから、議会の本会議の答弁でも、多少ふれさせていただいたんですけども、今回のこの条例の目的は、市内の中小企業者の規模拡大につながる投資をいかに支援していくかということが主眼になっております。

やはり投資額の1億円というのを線を引かせていただいたんですけども、それにもれる投資額っていうのは、必ず発生します。

ただ、そうするとどこまでやるのかという議論はもう必ずつきまといます。1,000万円にすればいいのか、500万円にすればいいのかということで、今回の条例の主眼としましては、先ほど言いましたように、市内の中小企業者、業種に限らず、規模拡大につながる投資をどのように支援していくかということで決めたものであります。

当然、投資額がそれより下回るものもありますけれども、それらは既存の、先ほど担当課長から答弁させていただきましたけれども、融資制度等の活用をしながら支援していくというような形で、公平性っていうのはいつまでたっても本当に公平かって言われれば、公平ではないですけども、そういった考え方で進んでおります。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ということ。

それから、第3条ですと、1から6のすべてを条件満たすものとありますけど、その中でちょっと確認ですけども、統計法も日本標準産業分類に定める製造業、製造業の中に堆肥製造業とか、そういうものも入ります。堆肥製造業とか。肥料製造業。産業分類の定め

る製造業または製造業っていう広いくりですけれども、肥料製造業とか、そういうのは入りますか。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 製造業の中には含まれます。

ただ、そのような立地10年以上とか、そのようにして製造しているものは企業団地的には誘致はしておりませんので。

含まれております。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 滝川委員の質疑の中でですね、公平、不公平ということで、不公平は当然あるというような議論が、答弁がありましたので、一度この条例については議員間の自由討議をお願いしたいと思います。あいまいな状態になったというね、公平、不公平、これを委員会として認めていいのかどうか、これ議論をしといたほうがいいと思います。それ委員が質問して、不公平と聞いちゃったのよ。

○山口洋一委員長 今、白井委員から不公平感云々という中で自由討議を求める動議が提出されました。

お諮りします。自由討議に賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○山口洋一委員長 賛成少数と認めます。会議を進めます。

白井委員。

○白井倫啓委員 今の自由討議を求めた件なんですが、公平、不公平って説明ができるかできないかっていうところになってくるとですね、この1億円というのは確かに問題があるのかなど。今の新城市の状況を見ますと、中小零細にいかに厚くしていくかということを考えないとですね、新城市民の多くは中小零細に働いているわけですよ。っていうこ

とになると、この条例が果たして今回どれだけ役に立つのか。新城市の経済にどれだけ役に立つのかっていうことを疑問に感じるようになったんですが、実際にこれによって新城市の中小企業の労働者の方たちにどの程度の効果が出てくるのか。それは検討されたんでしょうか。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 効果の検証としては、期待しておる成果ですが、この支援措置を製造業、いろいろな製造業の方の範囲拡大することで、工場が市外から新たに移設されたり、既存工場建てかえ等の施設の更新が図られるということ。

それから、設備の更新も図られるっていうことで考えますと、従業員の増加も期待されるということ。

それから、市外への既存工場が流出するのを防ぐことができ、新たな投資がされますので、流出の防止に係るということ。

それから、市のほうでは固定資産の増加によって長期的に税収の増が見込まれるということがあります。

雇用については、そのように新たな設備投資等によつての雇用の増を期待しております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今の御答弁は、あくまでも期待ですね。

例えばですね、具体的にこういった条例をつくって雇用者の確保が図られたというような実例というのは、他市の実例というのは確認はされたんでしょうか。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 ほかの実例では、図られたと言うか、要件の中に新規、この工場等の増設等で何人以上の雇用者をふやすというようなことを要件に取り込んでいるところはありますが、新城市では25人以上の雇用者を確保していただくというような要件とはしております。

○山口洋一委員長 白井委員。
○白井倫啓委員 質問、質疑の内容はですね、他市の事例、有効な効果を挙げたという事例があって、この条例を検討されたのかどうかということをお聞きします。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。
○片桐厚史商工・立地課長 そこまでの確認はしておりません。
以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。
○白井倫啓委員 そうしますと、あくまでもこれは期待だという条例と理解してよろしいでしょうか。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。
○片桐厚史商工・立地課長 市のほかの奨励措置との関連もありますが、このような基準によって増設、新設されることを期待しております。

○山口洋一委員長 白井委員。
○白井倫啓委員 あくまでもこれは期待だと。具体的に可能性がどこにあるかはよくわからないけど、期待だという理解をしました。

先ほどの滝川委員の質疑になるんですが、中小企業者から、この条例できたけど、うちはとてもそこまではできんぞと。不公平じゃないかと言われたときに対しての説明というのは、行政として十分納得してもらうまで説明ができるという責任において、この条例は提案されたという理解でよろしいでしょうか。

○山口洋一委員長 片桐商工・立地課長。
○片桐厚史商工・立地課長 条例の趣旨を丁寧に説明して理解いただきたいと思います。
○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより第37号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第38号議案 新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第38号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第39号議案 新城市空家等対策協議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 第1条にですね、特別措置法、空き家対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づきとありますが、この規定に基づくということになりますと、この協議会というのは設置の義務を負うということでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 義務を負うかどうかということでございますけれども、空き家対策特別措置法第7条におきましては、組織することができるということで任意規定となっております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 置かなければならないということではないということなんです、そうしますとほかにですね、現時点で、この条例を制定している自治体があって、それを調査したのか。もし調査してるということであれば、どのような効果を上げているのか。そこまで調査したのかどうか、お伺いしたいと思います。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 本年度に9月に愛知県内22市について調査のほうをさせていただきました。

その中で、今、協議、条例を、協議会を設けているのは2市ということになっております。

ただ、平成27年度、本年度、協議会をスタートさせた時点でございますので、それらについてのまだ結果というものは具体に出ていないというのが現状であります。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 2市が設置しているということですが、20市の動向については、情報は何か得てるんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 情報については、愛知県の担当課において、2カ月ごとぐらいになるんですけども、愛知県内の状況についてアンケートを取りまして、そのアンケートを逐次報告のほうをしていただいております。

そういうことで、愛知県内の情報については、今の進行状況については把握しているということになります。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 具体的に、愛知県って言いますと、市町村で言えば50を超えるぐらいあったと思うんですが、どこもですね、当然、空き家対策やってると思うんですが、今後この協議会というものが設置される流れが出るのか、愛知県の流れですね、この3月議会の各地の状況もあると思うんですが、具体的な調査というのは、って言うか、確認っていうのはどのようになっていますでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この措置法によります協議会の設置予定等につきましては、12月時点でございますけれども、ちょっと数のほうはちょっと今、具体的に数えられないんですけども、平成28年度設置予定というのが今のところ3分の1ぐらい。それと検討中というのが多いような状況でありますけれども、検討中ということで回答されているところが多いかと思えます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 空き家対策協議会が本当に要るのかなというのは、疑問を持っているわけなんです、検討中ということは検討してる内容があるかと思うんですが、具体的になぜ検討してるのかと言うか、設置のための検討なのか、設置する方向での検討なのか、設置をする意味があるのかどうかの検討なのか、検討内容はどのようになっているのか、確認はされてますでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 愛知県からの情報によりますと、そこまでの細かい情報については出ておりません。空き家特別措置法による協議会の設置の時期について問うておまして、平成28年度設置予定であったりだとか検討中であるというものでございますので、よろしく申し上げます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 有効的にこの協議会が動く

のかどうかというところからの質問をしますが、会議については年何回を予定されてますでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ただいま4回ほど考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 空き家バンクとの関係ってというのはどのようになるのでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この協議会におきまして、まず第一の目的につきましては、空き家等対策計画の策定ということが、先ほどの7条のところでも、協議会の検討事項の中に載っております。

この空き家等対策計画には何を盛り込むかということになるんですけども、その中に第5号として、空き家等及び除去した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項ということになっております。この中で空き家の活用方法については検討してまいりたいと考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 空き家バンクとの関係というのは、今、答弁されましたかね。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、空き家等という、空き家等の活用ということで、空き家等の活用というのは、空き家バンクも当然その中に入ってくるという御答弁でさせていただきました。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 年に4回ということなんですけど、空き家対策の難しさっていうのは、全国の事例が示してると思うんですね。この4回程度で空き家対策っていうものが具体的に進むとは考えられないと思うんですね。

4回で何を具体的にやるのかですね、具体的な方向がなければ協議会の意味がないと思うんです。空き家を実際にどう進めていくか

っていうことになってくると、年4回程度で解決するような問題ではないと思うんですが、協議会の位置づけって言うか、協議会をわざわざ設置するという意味合いがよく理解できないんですが、そのところを説明をお願いします。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この空き家協議会の設置の目的でございますけれども、先ほどもちょっと御答弁させていただきましたとおり、空き家対策計画の策定というものが大きなものとなってこようかと思えます。

それで、この空き家計画につきましては、空き家等の推進に関する特別措置法によりまして、具体的な指針またガイドライン等を示されているわけでございますけれども、この地域における空き家の対策というものは、全国一律な考え方の中で進むと言うよりも、ある程度、新城らしさというものを出していったほうがいいだろうということで、そういうようなものについて特に議論していただくかなというふうに思っております。

また、この特別措置法の中では、どちらかと言うと、利活用よりも適正管理というものに重みを置いた法律になっている部分もありまして、この中で特定空き家というものを決めていかなければならないこととなります。特定空き家を特定するためのガイドライン的な、本市のガイドライン的なものを検討していただくというようなことを考えております。

ちょっと余談と言いますか、あれですけども、予算的なものになってきてしまいますけれども、この対策計画をつくるに当たっては、委託業務を出しまして、そちらのほうのフォローもしていただくというような形を考えております。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと白井委員とは違う方向から聞いてみたいと思うんですけども、何か勘違いしているような質疑が多い。特別

措置法で任意設置するこの協議会の第2条の、まず確認するんですけど、7条の第1項に規定するもののほかっていう、7条の第1項にはどういう規定があるのかってということと、空き家等に関する対策ってというのは、どの種類の対策のことを考えておるか。この特別措置法だと、老朽して危険家屋で所有者がわからなかったり、そういったものを行政が強制撤去するというような個人の権利を、個人の権利に入ってくるような部分の答えを出したりとか、そういう、この協議会はそういうことまで危険な老朽空き家、要するに所有者もわからないようなものを壊すことを決める権限まである協議会ということなのか。それはまた別の話なのか。それに対策というのはどんな対策のことを、今の適正な管理だと壊した後の跡地の利用だとか、そのレベルの話ですか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず2条におきます法第7条1項に規定に係るもののほかということで、この7条1項というのは、先ほども御説明させていただきましたとおり、空き家計画の作成及び変更並びに実施に関するものというものがそれに当てはまります。

どこまで踏み込んだ計画かということになりますけれども、じゃなくて、特定空き家の認定ということで御答弁をさせていただきますと、先ほど言いましたとおり、このガイドライン、協議会において、特定空き家とまず認定するためのガイドライン、このような建物で、例えば将来倒壊のおそれがあるだとか、衛生面で将来影響が出てくるであろうというような建物について、それを認定するための基準をまずつくっていただきます。

それについて、その基準に基づきまして、個々の建物が該当するかどうかをまず客観的に判断をさせていただきます。

客観的に出た判断に基づきまして、その内部審査を行って、その内部審査をもとに、協

議会に意見を諮るということで、協議会に決定権があるのではなくて、協議会に御意見をいただくというような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 特定空き家かどうかを内部審査するのは、また別の組織、そこは、それをして協議会へ意見を諮るこれはもう壊したほうがいいのか、そういう意見を諮るんじゃないくて、これは特定空き家に該当しますっていうことを諮るのか。そうすると、その協議会でそういう判断した場合に、また別のところで決定するわけですか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 特定空き家の認定につきましては、行政の事項、市長の判断事項ということになってこようかと思っておりますので、あくまでも協議会からは意見をいただくということになります。

内部における特定空き家の認定と言いましようか、につきましては、今のところ内部審査会というものを庁内で組織いたしまして、その中で議論をするというような形を考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 確認ですが、先ほど委託業務を出すということを言われたんですが、委託内容を再度確認をさせていただきます。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 委託内容につきましては、この空き家等対策計画の策定及び協議会のフォローというような形を考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 計画の策定ですか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 策定の資料づくりというふうに理解していただきたいと思えます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 第6条に庶務というのがありますが、協議会の庶務は建設部において処理するとなっています。

今までの質疑の中でですね、基本的に協議会ってというのは、あくまで意見をお伺いするという場所だというのが理解できました。意見をお伺いする事務資料はすべて当然のことですが、建設部においてつくることになるだろうと思いますが、通常、行政がいろんな資料をつくって提案して、それを審議会で追認してもらうというような形になってしまうかと思うんですが、そうしますと結局はほとんど権限がない協議会にわざわざ協議会をつくって、そのための準備に、また職員が振り回されるということになりかねないというふうに思うんです。やはり協議会ではなくて、みずから委託もしますよね、権限は市長にあるということになれば、わざわざ協議会ではなくて、自分たちが空き家対策をどうするかという視点で、今は地域協議会というものもあるわけなんですよね。協議会じゃなくて、地域協議会とともに一緒に計画をつくることのほうが道理があるように思うんですが、その点については検討されたんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 検討のほうはいたしております。

最終的に、この形にさせていただきましたのは、先ほども言いました特定空き家の認定などにつきましては、市内一律の考え方が必要となりまして、特定空き家の所有者にとっては、かなり強い公権力の行使というものが伴ってまいります。

そういうことから、学識経験者によります協議というのが必要ではないかということで、特にこの適正管理というものについては、やはり学識経験者からの御意見というものをいただく必要があるのではないかというふうに考えました。

それで、もう1つの利活用という部分があるろうかと思います。

利活用の部分につきましては、地域の方針でありましたりとか、いろいろな考え方の違いというのは当然、地域ごとに出てくるというふうには理解いたします。そういうものの、この空き家対策計画への盛り込み方であったりだとか、また空き家の適切な管理や管理不足の空き家をもたらす影響というものを市民に周知する必要もこれからどんどん出てくるというふうに考えます。周知方法みたいなものについても、協議会とも諮りながら、やはりその地区にあった周知の仕方みたいなものをやっぱり考えていく必要があるということから、どちらかと言うと、利活用、また周知方法等については、協議会等の意見という、意見交換というのは必要であるというふうに考えますので、そちらはそちらで進めていこうかなというふうには考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今の御答弁をお聞きしますと、有識者の御意見いただくというのは、それは行政が今まで意見をお伺いしてきた有識者は周りにおられると思うんですね。その都度聞けばいいですし、地域ごとに空き家の状況は違う、対策も違ってくるということも言われたと思うんですが、地域の皆さんに空き家の状況を知ってもらうという意味では、新城市全域、一律に議論をしても周知はできないと逆に思うんですね。

という意味では、地域協議会、個々の地域協議会、地域の実情を知っている人たちに自分たちの地域の状況をしっかり把握してもらう意味では、空家対策協議会というような大きくくりではないほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。

以前、経済建設で視察した庄原市が空き家対策で、ちょっとこれは進むんじゃないかっていうふうに思ったのはですね、やはり地域協議会、新城で言えば地域協議会が具体的に

その地域をどうしようと考えたときに、空き家の有効活用に踏み出したというところから、空き家対策が進み出してるんで、今の方向はですね、空家対策協議会というような一律の一般的な議論をしてもらわなきゃなくて、地域、地域でやはりやるべきじゃないかと思うんですが、その点については結論が出たと、新都市の結論が出たということで理解してよろしいでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 庁内会議の結果、先ほど御答弁させていただいた方向性とさせていただきます。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 第39号議案 新都市空家対策協議会条例の制定について、反対の立場で討論します。

質疑の中でですね、新都市の空き家の地域、地域の状況が違うんで、市民への、地域住民への理解をしっかりとってもらうというようなこともあったんです。そこがやはり要だと思うんですね。

空家対策協議会そのもの自体には権限は何もないと。あくまでもお伺いすると。それも情報については市が業者に委託し、その情報を協議会に流す。庶務については新都市の職員が行うということになってくると、何重にも手間がふえる割に効果が出てこないのが対策協議会ではないかというふうに思います。空き家対策の要は、やはり地域に出ていくこと。地域で一番知ってる人たちに空き家対策の現状を知ってもらい、対策を行ってもらう。地域ごとの空き家対策計画、これをつくると

いう方向で進むべきだというふうに思います。

余分な協議会で職員を振り回すのではない方法を取るべきだという視点で、反対とします。

○山口洋一委員長 ほかに討論ありませんか。
滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、第39号議案 新都市空家対策協議会条例の制定につきまして、賛成の立場で討論したいと思います。

この協議会のそもそもの設置のとりえ方が白井委員と市って言うか、市役所側が違ってるのか。白井委員は視察先、庄原市の例を出されておりますけども、定住促進ですとか空き家の利活用っていう観点から考えますと、確かに白井委員がおっしゃるとおり、地域の事情がわかっている地域協議会の人たちが議論するのが一番その地域にふさわしい空き家の利活用あるいは定住促進につながるっていう理解はそのとおりだと思うんですけども、この特別措置法に基づく、この委員設置する協議会は、特定空き家も含めた、そういった空き家の対策ですとか、対策を取った後の場所の利活用について、専門的な見地から方向性を出していくための協議会ということで、構成員もそのような形の配慮をするようになっている格好ですので、そもそもの設置の目的が私は白井委員との考え方が違うとらえ方で、この空家対策協議会の制定については、今後、新都市の空き家対策にとって必要な協議会だという判断をもって賛成討論としたいと思います。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第39号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山口洋一委員長 起立多数と認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第40号議案 新城市もつくる新城維持管理基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 この基金についてはですね、毎年一定の額がですね、積み立てていければよりいいのかな、当然、維持管理費が今後、年を経るごとに発生してくると思いますので、いいと思うんです。これを積み立ての原資は何を持って充てるのか、その点についてまずお尋ねします。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 原資につきましては、もつくる新城の指定管理者による管理運営に係る基本協定書の31条の中に、営業利益の20%ということがあって、20%を原資として積み立てるものであります。

○山口洋一委員長 下江委員。

○下江洋行委員 はい、理解しました。

それでは、今後ですね、例えば50万円未満のですね、軽微な修繕と言うか、そうした指定管理者の負担で行う改修費用については、その基金は充てられるんでしょうか、充てられないんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 これにつきましては、協定書のほうで50万円以下のものについては指定管理者が、50万円以上のものについては、市が行うことになっておりますので、今回のものに際しては、50万円未満のものについては指定管理者ということになりますので、基金の充当はございません。

○下江洋行委員 はい、わかりました。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありません

か。

滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど、原資について下江委員の質疑として、営業利益の20パーセントを原資に充てるという回答でしたけども、20%の原資っていうのが甚だ不確定っていうか、見通しも立てられない不確定な原資だと思うんです。

毎年、定期的にプラス20%って何がしかの原資が発生すればいいですけど、発生しない状況も考えられる。当面は新東名効果も含めて来場者がふえて徐々に減っていく可能性がある。当然の営業努力はしていただくんですが、原資が確保できない場合は一般会計からそれに相当するような原資を補充するのか。あくまでも原資はそれだけに限っていくのか。その辺の考え方についていかがですか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 私ども今、考えてるのは、原資はあくまでも指定管理者からのお金というものを原資として考えておりますので、一般会計を積み立てにということは考えておりません。基金の積み立てにするというふうには考えておりません。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第40号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第92号議案 字の区域の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第92号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第94号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第95号議案 市道の路線認定を議題とし

す。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第95号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。御苦労さまでした。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時30分

○山口洋一委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を開催します。

新城市の一畑田区長、中西忠史氏から提出されました「愛知県環境部による住民説明会の実施について（陳情扱い）」を議題とします。

本日は、参考人として中西忠史さん、それから補助者として伊藤公雄さん、小林勝則さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、年度末を迎え、大変御多忙の折りではありますが、経済建設委員会の陳情審査のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない

御意見を述べてくださるようお願いをいたします。よろしく申し上げます。

早速であります。議事の順序について申し上げます。

参考人から陳情に関する御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、参考人からの説明をお願い申し上げます。

中西忠史さん。

○中西忠史氏 座らせて始めさせていただきます。

貴重なこの機会を与えていただき、まことに感謝申し上げます。

それでは、議長、下江洋行さんに提出させていただきました陳情書について発言させていただきます。

新城市議会議長、下江洋行様。

悪臭規制の改正に関する陳情書。

連名で、富岡区長、それから黒田区長、一畝田区長、それから東清水野区長、連名で出させていただきました。

陳情の趣旨、平成27年7月8日付で新城市長あてに悪臭規制の改正について要望を提出し。

○山口洋一委員長 ごめんなさい。先に意見書のほう。説明会のほうをやってください。その前に出したのがありますよね。住民説明会の実施。12月に出していただいた。

じゃあ、住民説明の陳情についてはよろしいということですか。

中西忠史さん。

○中西忠史氏 今回この陳情について、きょうは議論していただきたい。

○山口洋一委員長 議長から送付された陳情扱いの審査については、平成27年12月10日に御提出いただいた環境部による住民説明会。

2件あるものですから、12月10日の部分と過日の悪臭に関するものと2件ですので、済みません。

暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○山口洋一委員長 休憩前に引き継ぎ会議を開きます。

中西さん、よろしく申し上げます。

○中西忠史氏 平成27年12月10日、新城市議会議長、下江洋行殿。

4区の区長、富岡代表区長、それから黒田区長、一畝田区長、東清水野区長、4名で提出させていただきました。

愛知県環境部による住民説明の実施について。

11月27日、愛知県環境部資源循環推進課が新城市南部企業団地産廃対策会議において、産業廃棄物処分業許可の経緯について説明を行いました。

しかし、私たちが県に提出した技術的懸念をどのように検討、検証されたのかに説明がなく、資料もなく、時間も足りませんでした。委員や傍聴者も皆、納得できない内容でした。

私たちは、平成27年11月12日、文書で愛知県知事あてに愛知県担当者から住民に直接説明するように求めています。

また、市議会としても愛知県に同様の要望をされるようお願いをしています。

については、改めて貴職から愛知県あてに県担当者から住民に直接説明を求めるよう、再度要望しますので、よろしくお取り計らいください。

○山口洋一委員長 ありがとうございます。

以上で、本件陳情に関する参考人からの説明、意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。

また、委員に対して質疑をすることはできませんので、よろしくお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 県担当者から住民に直接説明を求めるように再度要望しますということですが、この説明会を具体的にどのような形で要望されているのか、メンバーをどうしたいとかですね、どのような場所で、前回みたいに、ふるさと会館みたいな広いところで、公開の場でやるのか。何かこういうような説明会のあり方を検討してほしいということがあれば、お伺いしたいと思います。

○山口洋一委員長 中西さん。

○中西忠史氏 今の件なんですけども、やはり1回の説明会において、やはりまだ細かいいろんな意見があったと思いますけども、できないということでありまして、それをやはりオープンな形です、やはり納得できる言葉がいただきたいということで、この要望ですね、したわけでございます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 例えば、質問者というのはオープンという、もう全部、全面オープンということにしてしまうのか、質問者を前回みたいに、対策会議のメンバーにするとか、何かそういうことではなくて、すべてオープンという形を御希望でしょうか。

○山口洋一委員長 中西さん。

○中西忠史氏 すべてオープンです。

○山口洋一委員長 ほかに質疑ありませんか。
柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 前回のですね、説明会のときにおいてですね、今回、県の設置許可のほか14条の2の項目に当てはまったから設置したということを言われておったと思います。そのことについてですね、住民の皆様はどのように納得しとると言うか、その言葉をどういうふうに解釈したのか、もしよかったら教えてください。

○山口洋一委員長 中西さん。

○中西忠史氏 確か、14条の2項というのは

欠格事項だと思いますけども、あの条文につきまして、的確にですね、判断いただければ、直ちにそれは業としてですね、成り立たないと思いますので、あれについてはやはり一番の1丁目1番地だと思います。

○山口洋一委員長 柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 ごめんなさい、そういう意味で、14条の2に欠陥事項があるということでの説明を求めるということでもよろしいでしょうか。それ以外のことは何かあるのか。

○山口洋一委員長 そういう意味じゃなくて、全体の説明を求めるということで、ここで私がしゃべってはいけないのだけど住民の皆さんに、この方たちに許可の経過を表面化するためにやるっていう意味だと思います。

○柴田賢治郎副委員長 それでは、ごめんなさい、僕も質疑取り消します。いいです。

○山口洋一委員長 いいですか。

以上で、参考人に対する質疑は終了します。

続きまして、同じく中西さんから提出いただいた「悪臭規制の改正に関する陳情書」を議題とさせていただきます。

先ほどと同じでありますので、まず中西さんから御意見、中西さんと言うか、参考人から御意見をお願いします。

中西さん。

○中西忠史氏 それではですね、平成28年2月15日、新城市議会議長、下江洋行様。

4区連名で出させていただきました。

悪臭規制の改正に関する陳情書。

1、陳述の趣旨。平成27年7月8日付で新城市長あてに悪臭規制の改正について要望を提出し、7月31日、市長室において、市長、環境部長より、その回答を受けました。

市長は、生活環境の保全という観点からは、住環境の基準は一律であることが望ましいとした静岡市の例を提示して、同様の方針を示されました。

また、10月8日の地域意見交換会において

は、学校周辺で区切るのではなく、市全体で検討するという考え方ですと回答をいただいています。既に所管部署は、8月以降、市内小中学校や悪臭関係工場等を届け出、事業所等への調査を行っており、これら調査を踏まえた上で環境審議会に諮問すると聞いています。

環境審議会は最短で平成27年10月、9月定例会との御答弁がありましたが、諮問の結果はいまだ明らかになっていません。この2月13日に開通した新東名により、人、物、情報の往来が活発化し、市として積極的にチャレンジしようとする今、経済的観点と同時に、新城市全域で住民の安全・安心を第一に考えることはとても重要です。教育環境に限らず、生活環境を保全する観点から、悪臭規制について、7月31日の市長御説明の方針に沿った早期改正を望むものです。

2、陳情項目。議会として、悪臭規制について、上記趣旨に記したように、「住民の安全・安心を第一に、市内全域で考え、それは一律であることが望ましい」とする方針を指示し、市が悪臭防止法に基づく規制の改正に向けて行動を加速し、一日でも早く改正が実現するように御協力をお願いいたします。

以上です。

○山口洋一委員長 以上で、陳情に対する参考人からの説明、意見は終わりました。

これ、この陳情いただいたときに、全域一律というような言葉の中で、陳情されておみえになるということであったんで、当時の7月31日の市長の考えを一部、実は委員長として承っております。

そこで、全域一律というのは、あくまでも今、平成24年3月30日だと思うんですが、告示を受けた12から18の1種、2種、3種を一律に12にするとかっていうものではなくて、全域を一律、今、見直す中で、それぞれ実情に合ったものにする。これも当初の告示内容が県からもそのままということの文もあったので、こうして今、新東名等の問題も絡む中

で、地域環境を考える中で、これも含めていくという趣意であったということをお理解をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

では、ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 区長様におかれましては、地域の住民のですね、安心を得るために御努力をされてること、大変ありがたいと思うとともに、感謝しております。

そんな中でですね、今回、悪臭規制ということについて改正を求められる陳情書を提出いただきました。この悪臭規制の改正をしてですね、数値を一定決めてですね、告知されれば、規制が許可されるわけでありまして、その数字を使ってですね、区長様として、地域の住民の生活を守るためにどのような運用をするかっていうことは考えられておるのでしょうか。

○山口洋一委員長 中西さん。

○中西忠史氏 今の現状ですね、あの地域は臭気指数が18ということで、そこまでは許されると。南部企業団地ということですね。

18という数値がじゃあどういふものなのかということで、これは東細谷の例を例に取って、あのような盆地状の形状の地形の中で18では、恐らく南部地域はもう風のない、つい2日ほど前ですか、霧が出た日があると思いますが、あのような漂った状況では、恐らく全域が相当なおいは、臭気はするということを考えますとですね、やはり今のあの工場においてはですね、今の現状10、恐らく10から行っても以下ということなんですから、現状にやはり保っていただきたいというのが我々住民、南部関係行政区ですね、通じた願いでございます。

○山口洋一委員長 柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 そんな中でですね、今、新城市の東郷地区のほうでもですね、悪

臭の問題が出たときには、数値いかんではなくてですね、行政のほうも地域住民と企業の間立ってですね、改善を促すような努力をしております。その結果もですね、改善の方向が見られたということの報告を受けております。

ということはですね、もちろん地域住民の生活のために、この規制を強化していく必要も大切なかもしれませんが、やはりそのことよりも住民とですね、住民の生活を守るためにどのような努力がなされるかということでは、現状この数値の規制がなくてもですね、新城市は努力をしているということを申してですね、地域としても、この規制どうこうではなくてですね、どのように苦情の内容をですね、明確にしていくか、そちらのほうの体制づくりのほうが大切なのかなということをおもいますが、そのような東郷地区の事例というのは御確認されたことがあるでしょうか。

○山口洋一委員長 中西さん。

○中西忠史氏 東郷については、まだ知識はありません。

○山口洋一委員長 下江委員。

○下江洋行委員 冒頭ですね、山口委員長のほうから、市内全域で考えるという、この陳情項目についてですね、説明をされたんです。その点についてちょっと再度確認なんですけど、陳情項目を読ませていただくと、例えば他市の事例で一律で市全域を一律の、要するに規制の数値で決めてしまうという事例があると思うんです。そういう理解でなくて、今、市の環境部のほうで市の現状、実情の調査、市内のですね、調査をしてる。それを踏まえて、必要な箇所においては数値を全域、要するに市全域を一律の数字でっていうことじゃなくて、必要な場所には必要な数値の規制を考えてほしいという、こういう理解でよろしいのでしょうか。その確認なんですけど。冒頭、委員長が言った説明のとおりでよろしいのかどうかということでございます。

○山口洋一委員長 中西さん。

○中西忠史氏 当初ですね、新城市長あてに7月8日付、昨年ですね、悪臭規制の改正について要望と、出したときはですね、その時点では、あくまでも八名工業団地、企業団地ですね、ここを学校周辺という規定に沿って私どもはお願いしたいと。その席で今度ですね、市長のほうから、この静岡市の例を取って、新城市全域という大きな枠が出たものですから、我々、関係行政区長としては、じゃあ大きい中でやっていただけるんなら、それも1つのやり方かなというように考えて、この要望という陳情書ですね、になったわけでございます。

○山口洋一委員長 下江委員。

○下江洋行委員 そのところがちょっと明確である必要があるのかなと思うんですけども、あくまで静岡市の事例っていうのは、確か静岡市すべての地域が1.0という数値で規制をしている。そういう状況を求められた、この陳情項目であるのかどうかというところをちょっと明確にされて、1.0という数値は別にしましてですね。ごめんなさい、10ですね。すみません。

○山口洋一委員長 伊藤さん。

○伊藤公雄氏 その件についてですね、7月31日のですね、市長室での私ども区長と市長等とのですね、やりとりの中でですね、私ども質問としてですね、当初、今、区長会長が言われましたように、学校周辺1キロというような形でやったほうが事務的にも作業的にも早いのではないかと考えがございましたので、当初のまず7月8日のですね、要望を出したわけでございます。

そうした中で、この7月31日のときにですね、質問項目としてですね、静岡市同様に、市内全域一律基準は望ましいが、当面、学校周辺に限ったほうが改正に必要な期間が短いのではないかと考えた。手続の必要期間に違いはありますかという私どもの質問に対して、

環境部長は、結論から言うと、余り違わない。該当事業所の調査等の必要な期間はほぼ同じということで、手間も時間も同じようにかかる。

そうした中で、いわゆる括弧書きで言うと、新城市合併以来、環境都市新城というですね、キャッチフレーズで今まで来ておるものですから、旧新城市においてはISO取得等のね、苦労話も鑑みましてですね、そうした中で市内一律というのが現市長の考え方であると認識しておるところでございます。

そんなわけでありまして、今この悪臭規制に関する陳情書においてはですね、明確に市内全域をという形で陳情書を提出しておるところでございます。

以上。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 市内全域を一律っていうのは、一律同じ数値で規制しろというニュアンスなのか、市内全域を一律見直すべきだという解釈なのか、ここで今、陳情書に書かれてる生活環境の保全という観点からは、住環境の基準は一律であるのが望ましいっていう発言の真意は、例えば今もともと学校周辺とかの施設を規制を見直してほしいという要望の中で、特定の地域だけを見直すのではなく、それ以外の住宅環境も含めた、そういったものも一律見直すべきだという考えのもとで言っていると私は思ったんですけども、その辺の数値の解釈の仕方によっては、市内全域同じ数字にしろっていう、やっぱり地域性もありますし、住環境もあるし、工業地域もっていう中で、一律にしてしまうことによる課題とか現状に即してない部分も発生する恐れがありますので、その辺をとらえ方によっては見直しの仕方が変わってきてしまいますので、その辺の真意を少し今、皆さん確認していると私は理解したんですけど、そういうことでちょっと再度、御回答願えればと思います。

○山口洋一委員長 小林さん。

○小林勝則氏 当初、私どもは特定の場所を特定の目的で規制するのはならないというふうに伺っております。

なので、新城市はですね、教育に力を入れるということもあって、教育環境を整える、悪化させないという意味で、学校周辺1キロ、この環境をまず保全しようという趣旨で、7月に陳情、要望をさせていただきました。

そのところですね、市長からお呼びがあった、市長室に伺ったところですね、先ほど申しましたように、静岡市の環境の委員会の方針、これが最初に僕らに配られました。ここにはですね、この陳情に書いたようにですね、全市で差がないほうがいいというのが静岡市の答申であって、市長は、これ正確かどうか、わかりませんが、私ら5人がですね、この場で聞いた言葉を私がメモにしております。市長はこう発言されたというふうに思います。

住環境を改善することは大切と。学校周辺とそれ以外で差異が出るのはどうか。学校以外はどうなのかということもある。新東名の開通も考慮して、住みよい町を目指したい。全市一律基準で考えたいというふうに、これは市長がおっしゃったというふうにメモしてあります。言葉ですので、言った、言わないのところはあると思いますが、私どもは要望を上回る御回答をいただいて、その旨、いや、市長は積極的であるというふうに区民にもお伝えしてるところです。

なので、私どもとしては、学校周辺1キロ、これが最低限のお願いです。それを上回るものはですね、これは市の方針だというふうに私は理解しております。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 非常に重要な点なんですけど、この要望の内容、一律というのは、あくまでも学校周辺の住環境を守るという点を重視しておると。それ以上の一律というところは市の方針であって、自分たちは望むけど、市の

方針だという理解でよろしいでしょうか。今回の要望自体は、学校周辺を中心に規制を考えてくれという理解でよろしいでしょうか。

○山口洋一委員長 小林さん。

○小林勝則氏 当初はそうでしたけども、今この報告を僕らは区民にしております。7月31日の。

ですので、もう要望のレベルとしてはステップアップしてるんだというふうに考えております。もし戻すのであればですね、また立ち返るという説明をきちっとしていただければ、そのほうが逆に僕らが説明に供することになります。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 委員長、ちょっと環境部に確認された内容、もう一度正確にお願いします。市長に確認されたということだと思いますけれども、市長の見解をもう一度、確認内容をお願いします。

○山口洋一委員長 先ほどかいつまんで申し上げましたけども、ちょっと見解を文書でいただきましたので朗読をします。

臭気規制にかかわるということについてであります。

平成27年7月31日に行われた八名地区の区長さん、区長と一畝田区長、黒田区長、副区長と市長とで、八名地区悪臭規制改正要望についての意見交換が行われた。

その中で、市長がすべてじゃないと思うんですが、住環境を改善することは大切。先ほど申されたように、学校周辺とそれ以外とで差異が出るのはどうか。学校以外はどうかということもある。新東名の開通も考慮して、住みよい街を目指して、市内全域一律基準としたいと発言したということが平成27年11月22日付の一畝田役員会、特別委員会から出された産廃反対対策活動レポート、ナンバー7にあるこのことについて、その真意というのは、学校周辺1キロ以内だけを規制するのではなく、市内全体を一律に調査し、基準

値の変更を検討していくということであって、市内全域を同一の基準値とするというのではなかった。会議の中で、静岡市や大阪市が一律の基準値を設けていることを紹介した。静岡市では、実効性乏しい現実もお話をした。そして今後の調査でそうした市町村の実態について調査したいとも発言した。

こうした流れの中で、新城市でも一律基準にするという受け取られかねない発言であったというふうに理解をしておるということでもありますので、真意としては、このものから何うところは、調査をさせていただいて、それに合った形の中でセットをするという、文書からは理解をしていますので。

白井委員。

○白井倫啓委員 この一律というのが委員会の中でもひっかかりまして、市長に確認してもらったのが今の内容になるわけですが、きょう陳情に来られてる3名の方は、それぞれ一律というのは市長が言われた一律というのが市内全域一律基準という御理解されたということよろしいでしょうか。

○山口洋一委員長 中西さん。

○中西忠史氏 一律というように解釈しました。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 これは質疑ではないんですが、そうしますと、やはり市長が公の場において、市民に対して説明を行ったということであれば、市長責任で一律ということ責任をもって言われたという判断するしかないというふうに思いました。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今回の陳情は、市内全域を一律の数値で見直してほしいという陳情の趣旨でありますよね。それを理解して、地元住民をそういう趣旨の市長との話が合ったという説明をする意識があって、それに基づいて、

この陳情があるという、先ほど小林さんのほうからございました。

例えば、今の議論の中で、一律っていう解釈の仕方によっては、地域のそれぞれの、要するに住宅地の数値あるいは工業団地の数値、この臭気規制っていうのが平成23年、県から市においてきたときに、県がそれに当てはめていた、用途地域に当てはめた数値をそのまま市が実情も調査せず、今日まで来たわけですけども、それを今回きっかけとして、市内の実情を調査して、それぞれの地域にふさわしい数値に規制しようという動きのために時間がかかりますよっていうことを今やってるわけですけども、それに基づいて見直しをしようというのが今、市の考え方ですので、それと違う、もうとにかく一律で、数値で規制してほしいっていうのは、またちょっとやり方が全然違うし、市の方針と違ってきますので、その辺を求める内容にそこがあるところ、なかなか我々もはい、そうですかって言うわけにはいかない状況になってしまいますので、その辺、今の御三人は、まず一律と解釈された。それに基づいて、この陳情が出ておる。

でも、市長に確認すると、そういう意味ではないっていう誤解を招く表現であったかもしれないっていうふうなことも我々聞いておるものですから、あくまで一律っていう解釈というのも市内全域を1つの数値でくくってほしいっていう陳情でありながらそれを確認して、今後のちょっと議論と審査に行かざるを得ないのかなと思いますので、再度その辺だけ確認させていただければ。

○山口洋一委員長 小林さん。

○小林勝則氏 これは記録に残していいのかどうか、非常に迷う発言になると思うんですが、市長の発言を今回、陳情書の中に加えておりません。

公式な記録のところはですね、地域意見交換会で市長が発言され、市が記録に残してホームページに掲載している文書です。学校周

辺で区切るのではなく、市内全体で検討するという考え方ですというふうに市長が、言ったら後退された発言をされたというふうに理解しております。

これを考えるとですね、やっぱり一律というのは、僕ら希望、市長がせっかくそうおっしゃったんだから希望しますが、とらえてるところはここです。

しかし、一番最初ですね、学校周辺1キロ、これは一番最初の要望ですので、ここはやっぱりお願いをしたいと思っています。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、まことにありがとうございます。しばらく休憩しますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○山口洋一委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。陳情の審査を行います。

ただいまありました一畝田区長、中西忠史氏から、それぞれ提出された、まず最初の「愛知県環境部による住民説明会実施について」を議題とします。

これについて、本陳情につきましては自由討議に入ります。意見のある委員は、発言をお願いします。

どうぞ。

○柴田賢治郎委員 僕も14条2っていうことでこだわってしまったんですけど、もしこれで県のほうに要請するならば、今も明確に言われた、市民のほうとしては14条2にひかかる案件があるということ、その情報、その

両方が、県が持つてゐる情報と地域住民が持つてゐる情報との相違があるかないかという確認はまたする必要があるのかなということを思います。

そのことも含めてですね、県には求めていく内容っていうのがあるのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○**滝川健司委員** 14条の2、要するに欠格事項のないもので許可が下りちゃった。

○**柴田賢治郎委員** そうです。

○**山口洋一委員長** どうぞ。

○**滝川健司委員** それを住民側はあると思つて、県はないもんで法律の手續に従つて許可を出しちゃったという事実があるんだから、話し合いにならんとする。

○**柴田賢治郎委員** 実際ですね、この14条2のことで県が判断したということが事実だけであつてですね、それを地域住民に報告する義務もないのが現状の内容でございます。

そんな中でも、前回はですね、イレギュラーながらも説明会を開いてもらった。

また、私どもも市民の安心を守るためにできる努力をする必要があるということの中においては、やはり相違点がある。ぜひ住民のほうもですね、県の言つてゐる、県の持つてゐる情報じゃないところでの論点はしてもらふ必要があるとは思いますが、もしそうでないならば、県の持つてゐる情報も、住民が持つてゐる情報も一致してるところまでは持つていかないと、やはり市民の皆さんが今、集められてゐる情報の中でですね、欠陥事項があると言つてゐる以上は、確認というのは必要じゃないかなというふうに思います。

○**山口洋一委員長** どこでどういう確認をするの。

○**柴田賢治郎委員** そやから、その説明会でしかないということやろう、多分。

○**滝川健司委員** それは全てオープンの説明会でなくてもできる話で、それは特定の人が確認して議事録で伝えるという形で。全てオ

ープンの説明会を彼らは求めるもので、それをやつて果たして本当の説明会がちゃんと秩序だった説明会ができるのかどうかという疑問が多々ある。

やり方はある程度考へて工夫して秩序ある説明会が成り立つんならそれを求める必要はあるけれど全てオープンというとなつても参加者も全て自由、発言者も全て自由というやり方で説明会になるのかなという疑問がありますね。

○**山口洋一委員長** 白井委員。

○**白井倫啓委員** 説明を聞きたいと、説明をするということの責任はあるんで、説明会自体はいいと思うんですが、今、滝川委員言われたようにですね、無制限に何でもオープンということでは、恐らく県がオーケーを出さんだろうということだと思つてですね。

ですから、説明会求めるにしても、そこは融通を持つて説明会を求めてくということしかあり得んと思つてます。

ですから、採択するとしても、オープンというふうなものはお聞きしたんだけど、内容によっては条件つきってということも前提に求めていくしかないのかなと思つてます。

○**山口洋一委員長** どうぞ。

○**滝川健司委員** 今、環境省に出して行政処分の不服申し立てが出ていて、その案件について、申し立てをした人も含む人たちに対して、県が説明できる。

○**柴田賢治郎委員** そしたら、条件を入れていくとか。

○**山口洋一委員長** 条件は県が入れることであつて、市からは、こういうのがあつたら説明会開いてくださいよとしか。

○**滝川健司委員** 我々が議会として出すだつたらそういうことは関係なく、別にそれは条件に関係ないので、それはこっちの世界でやつとると、置いといて、単純にさつき白井委員が言われたように、説明会の開催をお願いしますつていう、それだけで。

○**山口洋一委員長** 端的にね。

○滝川健司委員 いいなら別に拒否する理由はないと思います。

○白井倫啓委員 委員会として含みを持っておかないと、すべてオープンだっていうことに。

○滝川健司委員 やり方については、秩序あるやり方ができるような方法も検討の上でっていう形でないと、難しいのかなとは思いますが。

その辺は、この陳情、要望書、陳情書なんですけども、やり方についての要望については、気持ちとしてはオープンって言うだけなので、これは明記してないので、それは問題ないと思います。

○白井倫啓委員 それに応えられるように要望していくけど、変わり得る可能性がある。

○山口洋一委員長 11月26日の第12回の対策会議の中で、県が来て説明をしました。聞いていた方は対策委員でほかの方は一切お話ができませんでした。

よって、対策委員さんが地元に戻って、こうだった、ああだったっていう説明をする。この全部が責任もってできないから再度、住民に対してやってくださいというのがもともとの趣旨であったので、それからこれ出てきた話で。

今、富岡でも区民総会の中でやってもらったんだけど、もう当初から区民の皆さんに「事前に質問を出してください」ということで、産廃にかかわる件も2件ありそれを区長さん区会委員さん含む中で、答弁書をつくって全域に流したという報告させていただくということもありますので、それでもまだまだいろんなことがあるので、役職として質問しますけれども、細部に入った部分についてはという不安がある、一部の不安があるということから、県からの説明を住民に再度っていう申し出がということなんですけど。

○滝川健司委員 やり方としては、前回の説明会も踏まえて、不足していた部分を補うも

のが説明会、また同じこと繰り返しになるな。

○山口洋一委員長 同じことを言われるだろうな。

○滝川健司委員 前回の説明では聞けなかったこと、確認できなかったことを再度県からお伺い、説明を受けるというスタンスで、その場で例えばいきなり言って答えられる状況じゃない可能性もあるので、前回の説明会を踏まえた上で、聞きたいことを、可能かどうかわからんけれども、実際にやってくれるとなったら事前にこういうことを聞きたいっていうことを先方に伝えて、それを説明してもらおうというやり方とか、そういう。まあ、それはやってくれるという前提になった話なんですけど。

そのやり方については矢の話だから。

○山口洋一委員長 それで県がやってみましようって言われたときに、いや、どういったことをお聞きになられるんですかっていうことをある程度求めると思うじゃんね。

○滝川健司委員 それは次の段階だから現時点では。

○山口洋一委員長 まずはお願いしてみる。

○滝川健司委員 経済建設としてもお願いしますっていう住民の意向をくんでお願いしたいことについてはやぶさかでないです。

○山口洋一委員長 1月4日に会議をやっていただいて、その結果として、当委員会へ来てる回答としては、愛知県説明会の開催という要望書がきょうやったんですが、その前にちょっとお話しした中で、要望書を市長名及び議長名で提出することについては異論はありませんという、一応まあ議長も含めてですけど、市長名で出すことも異論がないということであったのでとにかく会議を開いてちょうだいよ、という要望の主旨だと思います。先ほど彼がちょっと言っていたことは、もう時系列でかなり離れてるから、はっきり言ってまあ議論してみえたんだけど、かなり小林君は情報持ってますので、県の開示した条例、

情報、それからそれぞれが持っていて、もう動いてますので、彼らが要請したこのことについていかがかというのは実はもう入手してる。

自由討議は終わりました、ほかに発言なければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採択することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決定をしました。

次に、同じく一畑田、中西忠史氏から提出をされました「悪臭規制の改正に関する陳情書」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある方は発言をお願いします。

白井委員。

○白井倫啓委員 今、市長に一律っていうことを言われたんで、このまま一律で要望受け付けたらいいと思います。

○山口洋一委員長 柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 市長が一律と取られるような発言があったというのはですね、きょうの陳情者からの説明にもあったとは思いますが、最後にはその内容を納得していただいて、学校の周辺ということですね、彼らの意見をまとめてもらったということをおっしゃっています。

ゆえに、今の白井委員の言葉もあるんですけど、私どもとしては、今回の件は1つ、市内全域を1つの数値で縛ることではなく、市内全域において、同時に規制をスタートさせることを指しておるということの判断で、この要望を審査したいと思います、いかがでしょうか。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この陳情を文面どおりに受け取ってしまうと、やっぱり市内全域の実情それぞれ広大な500平方キロという自然環境豊かなところから人口密集地あるいは工業地域等がある。地域によって一律ということは実情にそぐわないと思います。

要望に書かれている部分と書かれていない部分、あるいはきょうの説明の中で意思がある程度理解できたものもありますけど、この陳情書どおりにしてしまうのは、ちょっと実情に即してないと思います。

○山口洋一委員長 ほかにありませんか。

下江委員どうぞ。

○下江洋行委員 陳情者からの説明を聞かせていただいて、今年の7月の話の内容からの理解、それから10月の地域意見交換会での説明、そういう編成の中です、理解度と言うか、その辺の違いも出てきてるのかなと思うんですけども、あくまで市域全体で検討をするという考え方、これは地域意見交換会での市長の考え方、示されたもの。ここをとらえての陳情ですという趣旨は、最後、小林さんからの説明で明確になったと思いますので、ここを押さえどころとして、この陳情の審査をすべきであるというふうに思います。

もう少し言えば、やはり静岡市のようなケースという考えではなく、やはり今、市が検討している、調査している実情を踏まえて、市域全体で検討するという、こういう考え方にのっとった陳情書であると理解すべきであると思います。

○山口洋一委員長 ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長

ほかに発言がなければ、自由討議を終了します。討論を行います。

討論はありませんか。

柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 私、柴田は、本件、悪臭規制の改正に関する陳情を趣旨採択の立

場から討論したいと思います。

まず、ここで書かれている一律であるの解釈は、市内全域を1つの数値で縛ることではなく、規制をかけるのであれば、市内全域において同時にスタートすることが望ましいという趣旨であること。

そして、現在その全域で施行するためのリサーチをしている段階であることが挙げられます。そのための調査をこの陳情書に書かれている市内小中学生や悪臭関係工場等旨届け出、事業所への調査から、商工会議所から愛知東農業協同組合へと調査の対象を広げ、より現状に合った規制になるように努めております。

悪臭規制は、あらゆる事業所を対象にし、規制を強化することは産業振興という側面で、事業所の皆さんに負担を強いることから、その規制はよりそれぞれの事情に合ったものである必要があり、調査にも慎重さが求められます。

また、改正前の現状でも、市は悪臭被害を訴える住民と発生源と思われる事業所の間に立って住民の苦情を事業所に伝えて改善を求めており、その努力により悪臭被害が減っているという現状もあります。

本陳情は、改正が目的ではなく、改正は悪臭被害から市民生活を守る手段として取り上げられてることを考えたときに、調査中の現在でもできる努力はあり、関係部署として、そのための労力は惜しまないとの意思を確認してあります。

それゆえ、悪臭規制の改正には慎重さを求めるとともに、本陳情の趣旨である悪臭被害から市民生活を守るという目的は尊重されるものとして、趣旨採択としたいと思います。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 陳情者の内容をお聞きしまして、基本的には学校周辺を重点に置いてい

るということを言われていました。そこを最大限尊重するということとあわせて、やはり市長が一律にやるということを言明されているということを考えれば、やはり市長の言葉も、それも尊重して、市長は市長で一律に規制をかけるという努力を求めていって、この陳情書どおり採択すべきだと思います。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。

採択と趣旨採択の両討論がありますので、起立によって採決をします。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口洋一委員長 起立多数と認めます。よって本陳情は、趣旨採択すべきものと決定をしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時40分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 山口洋一